

医推第 3 5 3 9 号
令和 7 年 4 月 2 5 日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長

} 殿

岡山県保健医療部医療推進課長

「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、令和 7 年 4 月 1 日付け、医政発 0 3 3 1 第 4 7 号で厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>